

付属文書 S15

認証農場の境界外における保全・再生区域に関する追加詳細

第1.1版





翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、公式の英語版を参照してください。翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.org にアクセスするか、info@ra.org にお問い合わせください。

文書名		文書コード	版
認証農場の境界外における保全・再生区域に関する追加詳細		SA-S-SD-16-V1.1	1
発行日	改訂日	拘束力を持つ日	失効日
2021年1月31日	適用外	2021年7月1日	別途通知があるまでの間
開発者		承認者	
レインフォレスト・アライアンス基準と保証部		基準および保証担当ディレクター	
リンク先（該当する場合、資料の番号と名前）			
SA-S-SD-1-V1.1 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準、農場要件			
差し替え文書			
該当者			
農場認証保有者			
国/地域コード			
全て			
農作物		認証の種類	
レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲内のすべての農作物。認証規則を参照してください。		農場認証保有者	

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前承諾なしに、複製、変更、配布、再発行を含む本資料のいかなる使用も固く禁じられています。



付属文書の目的

本付属文書には、自然植生に関する要件に関係する、認証農場の境界外に保全・再生区域を設けるという選択肢について、追加の詳細情報が記載されています。

自然植生に関連する要件

6.2.3. 必須のスマートメーター

生産者は自然植生被覆を維持し、管理責任者はこれを監視し、1年目以降毎年その指標について報告します。

自然植生被覆の総面積が10%未満、または耐陰性農作物を栽培している農場は15%未満の場合、6.2.4で要求されているように、管理責任者は目標を設定し、農場がこれらのしきい値に達するよう取り組みを行います。

自然植生は主に在来種または局所適応種で構成されており、人間の干渉がない植生で発生する、あるいは発生する可能性のある種の構成と構造に類似しています。自然植生には、以下の1つ以上が含まれますがこれに限定されません。

- ・河畔緩衝帯
- ・農場内の保全区域
- ・アグロフォレストリーシステムの自然植生
- ・住居およびインフラストラクチャの周囲の生垣、草木による柵、またはその他の方法
- ・対象区域の長期的(少なくとも25年間)な保護を効果的に提供し、現状と比較して追加の保全価値と保護状態をもたらす、認証農場の外の保全および再生区域

指標:

- ・農地において自然植生が占める割合

6.2.4. 必須改善要件 (L2)

自然植生の割合が、以下に該当します。

- ・非耐陰性農作物を栽培している農場の場合、総面積の少なくとも10%
- ・耐陰性農作物を栽培している農場の場合、総面積の少なくとも15%

要件 6.2.3 & 6.2.4 に関する解説

要件 6.2.3 は、生産者が農場における自然植生の割合 (%) を監視し、毎年報告することを義務付けるスマートメーターについての項目です。農場における自然植生の割合が10% (非耐陰性農作物の場合) または15% (耐陰性農作物の場合) 未満の場合、生産者は自然植生の割合を増やすための目標を設定し、対応策を講じる必要があります。要件 6.2.3 は柔軟に対応しており、生産者が農場や生産者団体において規定された自然植生の割合を達成できるよう、様々な選択肢を提示しています。

要件 6.2.4 は、生産者が6年目に、自然植生の割合が少なくとも10% (非耐陰性農作物の場合) または15% (耐陰性農作物の場合) に到達する必要があるという必須改善要件です。

選択肢に関する追加の詳細情報 - 認証農場以外の保全・再生区域

生産性の高い農地面積を縮小せずに、農場内で要件 6.2.3 に定められている自然植生の割合を達成することができない場合、生産者は認証農場の境界外にある保全・再生区域で農場内の植生面積を補完するという選択肢があります。この選択肢は、以下にある通り、一定の条件の下で実施可能です。



認証農場の境界外にある保全・再生区域の条件

1. 生産者は、自分の農場において規定された自然植生の割合に達することができない場合に限り、農場の境界外に保全・再生区域を持つことができる。
2. 生産者は、農場内において、既存の自然植生をその他の土地利用に転換してはならない。農場境界外の保全区域は、農場内の既存および追加の植生を補完するためにのみ使用できる。外部の保全区域は、農場の植生を置き換えるために使用することはできない。
3. 生産者は、定められている自然植生の割合の一部を農場内に持ち、残りの自然植生の割合を農場境界外の保全区域として持つことができる。例えば、生産者は農場内に5%、農場外に5%の自然植生を持つことができる。
4. 認証農場の境界外にある保全・再生区域は、効果的に、少なくとも25年間、その区域の長期間の保護を提供する。
5. 認証農場の境界外にある保全・再生区域は、現状と比較して追加的な保全価値と保護状態をもたらし、その区域の生物多様性における価値を維持、または向上すること。
6. 認証農場の境界外にある保全・再生区域は、認証農場と同様の生態系の状態であること。例えば、認証農場における生態系が熱帯雨林を主とした生態系の場合、保全・再生区域も同様に熱帯雨林を中心とした地域に位置する。



認証農場の境界外にある保全・再生区域の審査に関する条件

1. 認証保有者は、農場境界外の保全・再生区域のポリゴンデータを提供する。
2. 認証保有者は、保全・再生区域の面積（ha）と、認証農場の面積に対する割合を示す。
3. 認証保有者は、保全・再生区域において、少なくとも 25 年間、効果的な長期保護の提供が可能であることを示す文書を提示する。
4. 認証保有者は、保全・再生区域が現状と比較し、追加の保全価値と保護状態をもたらすことを示す証拠として、ドローン画像や高解像度の衛星画像を提供することができる。審査員は、その証拠が十分であるかどうか、また保全・再生区域への視察の必要があるか否かを判断する権限を有する。
5. 審査員は、少なくとも 6 年に一度、農場境界外にある保全・再生区域を視察する。認証保有者は、認証農場境界外の保全または再生区域の審査にかかる追加費用（例：審査員が検証のために保全または再生区域に出向くための費用）を支払う。